

その他

「玉臺新詠序」訳注（五）

○鎌田 出*1 藤本陽子*1 伊藤陽寿*1

例言

- 一、本稿は、許榘評選・黎經誥箋注『六朝文絜箋注』（巻8）所収「玉臺新詠序」本文および箋注部分の訳注である。
- 二、底本には、中華書局出版（1962 第1版上海第1次印刷）『六朝文絜箋注』を用いた。
- 三、原文中の引用書に関しては、原典との対照を行い、必要と思われる文字校訂を加えた。校訂を加えた箇所については、語釈または補注で言及した。
- 四、全体は①原文、②語釈、③通釈、④補注よりなる。
- 五、訳注部分は、語釈・補注の見出しを除き、原則として引用文も含め新漢字を使用した。但し、「弁」（辯・辨）のように意味上の混乱を生じる場合など、部分的に新漢字を用いなかった箇所もある。
- 六、訳注に際して、序本文のみをゴチック表記とした。

①原文

閱一作説詩敦一作明禮、非直東鄰之自媒；宋玉登徒子好色賦：臣東之子、嫣然一笑、惑陽城、迷下蔡。然此女登牆、闕臣三年、至今未許也。樵司馬相如美人賦：臣之東鄰、有一女子、雲髮豐豔、蛾眉皓齒。欲留臣而共止、登垣而望臣、三年於茲矣。臣棄而不許。

②語釈

- 「閱詩」…詩をていねいに読む。明・陸楫『古今説海』（巻116）に載せる『拊掌録』に「魯直閱詩良久無語」とある。『玉台新詠』（四部叢刊本）、『箋注玉台新詠』（四部備用本）、『玉台新詠箋註』（稻香樓藏版）はいずれも「閱」に作り、文字の異同に言及しない。
- 「説詩」…『詩経』について解き明かす。『漢書』

（巻66「公孫劉田王要楊蔡陳鄭傳」）に「得盡精思於前上召見義説詩甚説之」とある。なお、「説」に作るのは四庫全書本『玉台新詠』のみである。「説」とした場合、次の「敦一作明禮」の「礼」は『礼記』を指すと思われる。

- 「敦禮」…礼儀を重視する。『孔子家語』（賢君）に「敦禮遠罪疾則民壽矣」とある。
- 「明禮」…礼を尊ぶ。『禮記』（曲禮上）に「是以君子恭敬撝節退讓以明禮」とある。『礼記』を明らかにする、と解釈する可能性も残る。
- 「非直」…『玉台新詠』（四部叢刊本、四庫全書本）、『箋注玉台新詠』（四部備用本）、『玉台新詠箋註』（稻香樓藏版）はこの二字を「豈」に作り、箋注本はいずれも「一作非直」と注記する。四六駢儷文の体裁からは、「豈」1字のほうが適切であろう。なお、「豈」の草書体は「非直」の2字と酷似する。次の項④補注参照。
- 「東鄰」…美女をいう。注に引く司馬相如「美人賦」に描かれている女性を指す。『玉臺新詠序』中に「東鄰巧笑」とあるほか、「卷之四」所収の邱巨源「聽隣妓」に「貴里臨妝館、東鄰鼓吹臺」とある。
- 「自媒」…媒酌人を介さず自分で配偶者を求める。『管子』（巻1「形勢第二」）に「自媒之女、醜而不信」とあり、媒酌人を立てない女は醜く信用されず、女性の「自媒」を好ましくないものとする。
- 「宋玉」…戦国時代、楚の大夫。『史記』では屈原の弟子とする。
- 「登徒子好色賦」…『文選』（巻19）所収。原文に対する引用部分を下線部で示す。「臣東家之子東家之子増之一分則太長減之一分則太短著粉則太白施朱則太赤眉如翠羽肌如白雪腰如束素齒如含貝嫣然一笑惑

*1 至誠館大学 ライフデザイン学部

陽城迷下蔡。然此女登牆窺臣三年至今未許也。」

- 樵…注釈者の一人、顧樵。以下、顧樵の注であることを示す。
- 「司馬相如」…前179年～前117年 前漢の文人。賦の名手として知られ、その華麗な賦は、漢・魏・六朝の文人の模範となる。
- 「美人賦」…『古文苑』（巻之3）所収。「皓齒」から「欲留」の間に省略がある。また、「三年於茲矣」の「於」を、『古文苑』では「有」に作る。逆に男性が垣根を越えて東家の子を妻として得る話を、『孟子』（巻12「告子下」）に「踰東家牆而摟其處子則得妻。不摟則不得妻。則將摟之乎」と載せる。
- 「嫣然」…女性がにっこりとおだやかに笑うさま。
- 「陽城」…地名。春秋時代の楚の地にあった。裴駟集解『史記』（巻2）「夏本紀第二」に「帝舜崩三年。喪畢禹辟避舜之子商均於陽城」とあり、陽城について「劉熙曰、今潁川陽城是也」の注がある。この「陽城」及び次の「下蔡」について、『六臣註文選』（巻19）の呂延濟注に「陽城、下蔡楚之二郡名。蓋貴人所居中多美人」とある。
- 「下蔡」…県名。春秋の州來の邑。安徽省鳳臺縣治。『江文通集』（巻1）「水上新女賦」に「遍覽下蔡之女具悅淇上之姝未有粉白黛黑鬼神之所無」とある。また、『徐孝穆集箋注』（巻之1）に載せる「春情」に「欲知迷下蔡、先將過上蘭」とある。
- 「雲髮」…美しい豊かな髪。
- 「豐豔」…ふくよかで美しいこと。
- 「皓齒」…まっしろできれいな歯。美女の形容。

③通釈

詩を読み（あるテキストでは「閱」を「説」に作る）、礼を敦くし（あるテキストでは「敦」を「明」に作る）、ただ自媒をする美しい女性であるだけでなく宋玉「登徒子好色賦」に「私（家）の東側にある家の子はおだやかに少し笑えば、陽城を惑わせ、下蔡を迷わせる。けれどもこのような女性が垣根に登り、

私のことを窺って三年経つが、まだ私は受け入れていない」とある。顧樵の注に司馬相如「美人賦」を引いて「私の東隣の家には、一人の女子がいる。髪は豊かで美しく、美人で歯は白い。私を留めて一緒に暮らしたいと、垣根に登って私をながめて三年経つが、私はふりすてて受け入れていない」とある。

①原文

婉約風流、無異西施之被教。越絶書：美人宮周五百九十歩、陸門二、水門一。今北壇利丘土城、句踐所習教美女西施鄭旦宮臺也。女出於苧蘿山。

②語釈

- 「婉約」…しとやかで控えめなこと。『国語』（巻第19「呉語」）に「婉約其辞以從逸王志」とある。
- 「無異」…『玉台新詠』（四部叢刊本、四庫全書本）、『箋注玉台新詠』（四部備用本）、『玉台新詠箋註』（稻香樓蔵版）はいずれも「異」一字とし、箋注本はいずれも「一有無字」と注記する。「無異」に作るのは吳兆宜注『徐孝穆集箋注』のみであり、文字の異同に関する注記は無い。先の「非直」と同様、四六駢儷文の体裁から考えて、「無」はないのが適切であろう。④補注参照。
- 「西施」…春秋時代、越の美女。呉王夫差の寵妃。中国古代の美人の代表者。西子ともいう。『荀子』（巻12）に「好美而惡西施也」、『莊子』「天運」に「故西施病心而曠其里其里之醜人見而美之婦亦捧心而曠其里」、『墨子』（巻1）に「西施之沈其美也」とある。
- 「越絶書」…後漢初期に書かれた春秋戦国時代の呉と越に関する袁康による書。引用は『越絶書』（巻8）の「外伝記地伝」による。
- 「句踐」…？～前465 句踐とも。春秋時代、越の国王。呉の国王夫差とはげしく戦い、一度はとらえられたが、のち名臣范蠡と力をあわせて呉を滅ぼした。臥薪嘗胆、会稽の恥の故事で知られる。

- 「習教」…訓練する。ここでは男性を籠絡する手練手管を教え込むこと。『呉越春秋』(巻5)に「飾以羅穀、教以容歩、習於土城、臨於都巷。三年学服而献於呉」とある。次の鄭旦の注に引くように、苧蘿山で薪を売っていた女性を見出し、呉の宮中に送り込み呉王夫差を籠絡するための訓練を施した。
- 「鄭旦」…『呉越春秋』(巻5)に「使相者國中得苧蘿山鬻薪之女、曰西施、鄭旦」とある。西施とともに越の国王から呉に美人計のために献上された美女と言われるが、玉台新詠の中には一度も登場せず、『越絶書』と『呉越春秋』以外の文献にも登場しない。
- 「苧蘿山」…浙江省諸暨にある山。

③通釈

しとやかで控えめでおもむきがあり、西施が受けた訓練と異ならない 『越絶書』に「美人宮は周囲が590歩で、陸門が2、水門が1ある。現在の北壇利里丘土城で、句踐が美女の西施と鄭旦を訓練した宮台である。この女性たちは苧蘿山の出身である」とある。

④補注 「非直」および「無異」の有無について

「非直」については上にすでに触れたように、四六駢儷体の体裁から本来は「豈」一文字であったが、対となる「異西施之被教」がこれに対応するように否定詞「無」を加えたと考えられる。

(以上、藤本)

①原文

弟兄協律、自一作生小学歌；漢外戚伝：孝武李夫人本以倡進。初夫人兄延年性知音、善歌舞、武帝愛之。每為新声變曲、聞者莫不感動。平陽主因言：延年有女弟。上乃召見之、実妙麗善舞、由是得幸。以延年為協律都尉。

②語釈

- 「弟兄」…ここでは漢武帝の李夫人の兄、李延年を言う。
- 「協律」…ここでは音楽を掌る官である「協律都尉」を言う。『史記』(巻42「楽書2」)に「至今上即位作十九章十、令侍中李延年次序其声、拜為協律都尉」とある。なお『史記』(巻49「外戚世家第19」)に、「李夫人蚤卒、其兄李延年以音幸、号協律。協律者、故倡也」とあり、「協律」が文字通りの「音律をととのえる」意ではないとする解釈もできる。
- 「自」…『玉臺新詠箋注』、四部備要本、四部叢刊本いずれも「生」に作り「按、一作自」とするが、『徐孝穆全集』は「自」に作り注を欠く。
- 「漢外戚伝」…『漢書』(巻97上「外戚伝第67上」)。引用部分に途中省略がある。詳しくは④補注参照。
- 「孝武李夫人」…漢七代皇帝武帝(劉徹)の側室。李延年の妹。
- 「以倡進」…「倡」は歌や舞いを職業とする芸人。『史記』(巻125「佞幸列伝第65」)に「李延年中山人也。父母及身兄弟及女皆倡也」とある。
- 「知音」…音楽に精通すること。
- 「新声變曲」…新しい楽曲。『漢書』(巻93「佞幸列伝第63」)に「上方興天地諸祠欲造楽、令司馬相如等作詩頌。延年輒承意弦歌所造詩為之新声曲」とある。
- 「平陽主」…漢六代皇帝景帝(劉啓)の長女で、武帝の姉。

③通釈

兄弟は協律で、幼い時より(あるテキストでは「自」を「生」に作る)歌を学ぶ 『漢書』の外戚伝に「武帝の李夫人は、もともと楽人より帝に進んだ者である。初め、夫人の兄である延年が生まれつき音に優れ歌舞を良くしたために、武帝から寵愛を受けていた。声を新ため曲を変えるごとに、聞く者で感動しない者はなかった。武帝の姉の平陽主が言うのは、

延年には女弟がいるということであった。武帝がすぐに延年の女弟を召上げると、実に麗わしく舞を善くするので、武帝の寵愛を受けた。延年を協律都尉とした」とある。

④補注 『漢書』の引用部分について

引用部分を原典である『漢書』と比較する。下線部が引用箇所。

孝武李夫人本以倡進。初夫人兄延年性知音、善歌舞、武帝愛之。每為新声变曲、聞者莫不感動。延年侍上起舞、歌曰「北方有佳人、絶世而独立、一顧傾人城、再顧傾人国。寧不知傾城与傾国、佳人難再得！」上嘆息曰「善！世豈有此人乎」平陽主因言：延年有女弟。上乃召見之、実妙麗善舞、由是得幸。（中略）。夫人卒、上以后礼葬焉。其後、上以夫人兄李広利為武師將軍、封海西侯、以延年為協律都尉。

①原文

少長河陽、由来能舞 漢書五行志：成帝微行出遊、常与富平侯張放俱、称富平侯家人、過河陽主作樂、見舞者趙飛燕而幸之。

②語釈

- 「少長」…年少と年長。「弟兄」と対をなす。
- 「由来」…元来。もとより。
- 「漢書五行志」…『漢書』（巻27中之上「五行志第7中之上」）。「五行志」は、自然界に起こる様々な災異を分類し解釈を記したもの。『漢書』が始まりとされる。
- 「成帝」…前51～前7 漢十一代皇帝劉鶯。
- 「富平侯張放」…張放は成帝に寵愛され、成帝の許皇后の妹と結婚した。
- 「河陽」…地名。春秋晋の河陽邑で、漢が県を置いた。現在の河南省孟県の西。④補注参照。
- 「趙飛燕」…『漢書』（巻97「外戚伝」）によると、成陽侯趙臨の女で、歌舞を学び身体が軽かったため

に「飛燕」と称したという。後に成帝の皇后となる。

③通釈

河陽で成長し、もとより舞いをよくした 『漢書』の五行志に「漢の成帝がひそかに出遊を行うに、いつも富平侯の張放と連れ立ち、富平侯の家人であると称した。河陽主を訪ね樂がなされた時に舞を披露していたのが趙飛燕だったので、これを寵愛することとした」とある。

④補注 「河陽」について

吉川忠雄訳『漢書五行志』（平凡社、1986年）の「河陽」の語釈に「原文は「河陽主」であるが、『漢書』（巻97「外戚伝」）と『漢紀』（巻26「成帝紀」）は「陽阿」に作る。陽阿は上党郡（山西省）に属す県。いまはそれに従う。趙飛燕は陽阿公主の侍女とあり、「河陽」は「陽阿」の誤りであるとする。

一方、内田泉之助（新釈漢文大系『玉台新詠』）は、舞をよくする者が多かったのは「河陽」ではなく「陽阿」であることから、「河陽」は「陽阿」の誤りであるとする鍾露昇氏の説を引くも、「然し「河陽」でもわかるので、しばらくは一説として挙げておく」とし、「河陽」説を留保している。

「河陽」が舞いをよくする地域かどうかは判然としないが、先の潁川や新市が実際の土地と必ずしも結びつくわけではなかった点からすれば、「河陽」も「陽阿」でなければならぬ理由は無いと考えられる。

なお、『淮南鴻烈集解』（巻2）に「足躡陽阿之舞而手会緑水之趨」とあり、その注に「陽阿古之名倡也。緑水、舞曲也。一曰緑水古詩也。趨投節也。○陶方琦云、文選注十六引淮南曰、足躡陽阿之舞。高注、陽阿古之名倡也」とある。「陽阿」説を補強するものと言える。

（以上、伊藤）

①原文

琵琶新曲、無待石崇；晋石崇王明君辞序：昔公主嫁烏孫、令琵琶馬上作樂、以慰其道路之思、其送明君亦爾也、其造新曲、多哀怨之声、故序之。

②語釈

- 「琵琶」…漢代に西域からもたらされた弦楽器。
- 「新曲」…新しい楽章。「曲」は、楽府の楽曲の名称の一つ。
- 「石崇」…249年～300年 西晋の人。字は季倫。金谷園での盛大な宴会に象徴される豪奢な生活で知られる。
- 「王明君」…王明君は、漢の元帝の後宮にいた王牆（牆、嬙とも）のこと。字を昭君と言ったが、晋では文帝（司馬昭）の諱を避けて王明君と呼んだ。王明君が単于の閼氏（后妃）となるに至った経緯を、『西京雜記』（巻上）及び『漢書』（巻94下「匈奴伝」）に載せる。
- 「辞序」…『玉台新詠』（巻2）は「王昭君辞一首并序」として所収する。『文選』（巻27）は「王明君詞一首并序五言」、また、『樂府詩集』（巻29）「相和歌辞 吟嘆曲」は樂府題「王昭君」として序を欠く。
- 「公主」…皇帝の娘の称号。ここでは江都王劉建の娘であった細君のこと。
- 「嫁烏孫」…烏孫は、漢代における西域の民族または国名。漢・武帝の元封6年（前105）、細君は公主として烏孫に嫁がされた。
- 「道路之思」…異国に赴く旅路の悲しみ。「思」は「うれしい・悲しみ」。張華「勵志」（『文選』巻19）に「吉士思秋、寔感物化」とある。
- 「君亦爾也」…『玉台新詠箋注』（巻2）及び『文選』（巻27）は「君亦必爾也」に作る。「爾」は、「このように・そのように」の意。
- 「其造新曲」…『玉台新詠箋注』（巻2）は「新造之

曲」に作る。新曲は、石崇が作った「王明君辞」を指す。

- 「哀怨之声」…『玉台新詠箋注』（巻2）は「多哀声」に作る。
- 「故序之」…『玉台新詠箋注』（巻2）及び『文選』（巻27）は「故叙之於紙」に作る。

③通釈

琵琶の新しい歌は、石崇の「王明君辞」を待つまでもなく 晋の石崇の「王明君辞の序」に、「かつて公主の細君が烏孫王に嫁入りした際、馬上に琵琶で音楽を演奏し、公主が異国に赴く旅路の悲しみを慰めたことがあった。王明君を見送るに際しても同様であったであろう。（私も）新しい歌を作ってみたが、悲しみうらむ調べに溢れていた。そこでこの歌に序をつけた」とある。

①原文

箜篌雜引、非因一作閼曹植 箜篌、一名坎侯。漢書：孝武皇帝塞南越、禱祠太乙后土、始用樂人侯調依琴作坎坎之樂。言其坎坎應節奏也。侯、以姓冠章耳。或云空侯取其空中、琴瑟皆空、何独坎侯邪。斯是論也。詩云：坎坎伐鼓、是其文也。樂府有曹植箜篌引。

②語釈

- 「箜篌」…ハープに似た楽器。琵琶同様西域からもたらされた。
- 「雜引」…様々な楽章。「引」は、「曲」と同様樂府の楽曲の名称の一つ。
- 「因」…『玉台新詠箋注』、四部備要本、四部叢刊本は「閼」に作りいずれも「一作因」と注する。『徐孝穆全集』のみが「因」に作り注を欠く。
- 「曹植」…192年～232年 魏の曹操の第三子。字は子建。漢魏六朝時代において最も傑出した詩人とされる。
- 「漢書」…前漢の一代史。後漢の班固・班超兄妹が

完成させる。中国の正史である二十四史の一つ。

- 「漢書～文也」…この部分は『風俗通義』（声音第6）からの引用。詳細は④補注参照。
- 「孝武帝」…前156～前87 漢7代皇帝武帝（劉徹）。
- 「塞南越」…「塞」は、とりでを構築すること。「南越」は、漢代に現在の福建省から広西壮族自治区にかけてあった国。前111年に武帝によって滅ぼされた。
- 「禱祠」…祈り祭ること。
- 「太乙后土」…「太乙」は「太一」に同じで、天の神・天帝を言う。「后土」は土地の神・后土神。
- 「楽人」…音楽の演奏家。楽令。
- 「侯調」…武帝時代の楽人の名。『史記集解』（巻28「封禪書第6」）の徐広の注に「応劭云、武帝令楽人侯調始造此器」とある。
- 「坎坎」…鼓を打つ音を表すオノマトペ。
- 「冠章」…冠と徽章。ここでは飾りくらいの意味。
- 「或云空侯」…高承『事物紀原』（巻2「箜篌」）に杜祐の言を引いて「其声坎坎应節、故曰坎侯。訛為空侯」とある。
- 「琴瑟」…小さな琴と大きな琴。
- 「詩云」…「詩」は『詩経』。『詩経』（小雅 鹿鳴之什 伐木）からの引用を言う。
- 「伐鼓」…通行する『詩経』は「鼓我」に作る。
- 「曹植箜篌引」…『文選』（巻27）は曹植「樂府四首 其一」として「箜篌引」を所収する。『樂府詩集』（巻39「相和歌辞」）は詩題を「野田黄雀行」とする。

③通釈

箜篌の様々な歌は、曹植の「箜篌の引」にちなむ（あるテキストでは「因」を「関」に作っている）ものではない。箜篌は、別名を坎侯と言う。（『風俗通義』の引く）『漢書』に「漢の武皇帝が南越に塞を作った時、天の神と地の神を祈り祭り、はじめて楽人の侯調に琴で坎坎の樂を作らせた」とある。その「坎坎（かんかん）」とはリズムに応じて演奏すること

である。（「箜篌」を別名「坎侯」と言うが）「侯」は、楽人侯調の姓を飾りとしただけである。ある者は中が空っぽであることから「空侯」とも呼ばれると言うが、小さな琴も大きな琴も中は空っぽであり、どうして坎侯だけとすることがあろうか。ここではこのことを論じておく。『詩経』に、「坎坎と鼓を打つ」と言うのは、これがその文辞である。樂府に曹植の「箜篌の引」がある。

④補注「漢書」の引用について

『漢書』の当該箇所「巻25 上郊祀志第五上」には、「於塞南越、禱祠泰一后土、始用樂舞。益召歌兒」とあるのみである。調査の結果、「漢書～文也」部分は『風俗通義』（声音第6）の記述とほぼ一致した。以下、『風俗通義』の該当部分を引く。なお、下線部分に文字の異同が見える。

謹按、漢書孝武皇帝塞南越、禱祠泰一后土始用樂人侯調依琴作坎坎之樂。言其坎坎应節奏也。侯以姓冠章耳。或説空侯取其空中、琴瑟皆空、何独坎侯耶。斯是論也。詩云、坎坎鼓我、是其文也。

以上を踏まえて、呉兆宜の引く『漢書』は「孝武皇帝～坎坎之樂」部分とする。

参考までに『徐孝穆集箋注』（巻4）の「玉台新詠序」の呉兆宜注は「漢書塞南越、禱祠太乙后土、使樂人侯調。作坎侯」で、『六朝文絜』の呉兆宜注とは大きく異なっている。

（以上、鎌田）

（以下、続く）